

特 記 仕 様 書

1 修繕名

村田雨水ポンプ場吐出弁設備外修繕

2 修繕場所

千葉市中央区浜野町 1 0 2 5 番地内外

3 修繕目的

本修繕は、村田雨水ポンプ場雨水ポンプ 4 号吐出弁設備外の消耗部品の交換及び分解組立整備を行い、機能保全を図るものです。

4 修繕期間

契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 1 9 日まで

5 機器仕様

- (1) 村田雨水ポンプ場（千葉市中央区浜野町 1 0 2 5 番地内）
雨水ポンプ 4 号吐出弁電動操作機

仕 様	型 式	LTMDG-0 5
	能 力	2. 2kW×4 0 0V×5 0Hz×4P
	整 番	00AZ1190.1 00S30615
	機 番	JU0104164801-1
	製造年度	平成 1 3 年度
	メーカー	西部電機（株）
	備考	開度発信機、モーター含む、モーターブレーキ付き ※開閉機台、開閉機軸、中間ロッドは既設再使用
	<参考>	
	品 名	電動開閉機付バタフライ弁
	呼び径	φ 1 3 5 0 mm
仕 様	開閉方向	左向き
	メーカー	前澤工業（株）

- (2) 蘇我雨水ポンプ場（千葉市中央区蘇我町 2 丁目 9 3 4 番地 1 4）
換気設備SF-2

仕 様	型 式	3 DRM 3
	風 量	2 6 6. 7 m ³ /min
	静 圧	3 7 2 pa
	回転速度	8 0 0 min ⁻¹
	出 力	5. 5 kW
	電 源	AC 4 0 0 V、5 0 H z、三相
	製造メーカー	荏原製作所
	設置年度	平成 2 6 年度
	機器番号	S F-2
	製造番号	P 1 3 7 6 6 7 8 7

6 修繕内容

- (1) 村田雨水ポンプ場雨水ポンプ 4 号吐出弁設備の消耗部品の交換及び分解組立整備 一式
ア 部品交換

No.	部 品 名	材質等	数量	単位
1	電動操作機	LTMDG-0 5	1	台

- イ 雨水ポンプ4号吐出弁の修繕前・後の測定・計測
電圧、電流、絶縁抵抗、振動、異音等、タッチアップ

※ 塗装仕様

「機械設備工事一般仕様書（編著 地方共同法人日本下水道事業団・
発行 一般財団下水道事業支援センター）」に準拠すること

（２）蘇我雨水ポンプ場換気設備の消耗部品の交換及び分解組立整備 一式

ア 部品交換

No.	部 品 名	材質等	数量	単位
1	軸受ユニット負荷側	UPCX07	1	個
2	軸受ユニット反負荷側	UPC205	1	個
3	プーリM側	B2-150 φ 38 10×8	1	個
4	プーリ反M側	B2-280 φ 32 10×8	1	個
5	羽根車・主軸セット（キー付き）		1	式
6	Vベルト		1	式

- イ 換気設備SF-2の修繕前・後の測定・計測
電圧、電流、絶縁抵抗、振動、異音等、タッチアップ

※ 塗装仕様

「機械設備工事一般仕様書（編著 地方共同法人日本下水道事業団・
発行 一般財団下水道事業支援センター）」に準拠すること

7 施工上の注意点等

- （１） 施工にあたり、現地調査及び既設図面等により既設装置を十分把握し、施設の維持管理支障をきたさぬよう施工すること。
- （２） 修繕の実施にあたっては、事前に監督員と協議のうえ、実施工程表に基づき実施すること。
- （３） 施工時期については渇水期とし、作業工程について監督員と協議を行うこと。
- （４） 修繕に必要な雑材消耗品等は、全て受注者の負担とする。
- （５） 修繕前後の運転状況確認のため、機器の操作が必要となる場合には、事前に監督職員と協議すること。
- （６） 修繕報告書には、以下の項目を記載すること。

ア 整備記録

イ 修繕前後の測定、計測記録書（※測定機器の校正記録含む）

ウ 総合所見（所定の様式で健全度調査票へ劣化の度合いと範囲について記載し、関連する写真を添付すること。）

- （７） 修繕に伴い発生する産業廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に基づき、受注者により適正に処理すること。
- （８） 工場整備については製作メーカーにて実施することを原則とするが、これにより難い場合は、監督職員と協議すること。
- （９） 局地的な大雨に対する安全対策について

ア 注意報、警報などの気象情報を修繕中止判断に活用するため、修繕担当者は、「千葉県安全・安心メール」への登録を行うこと。

イ 現場特性を把握し、安全管理計画を施工計画書へ明記すること。

ウ ポンプ場内作業においては、大雨に関する注意報発令後、流域内で降雨が確認された場合は、作業を中止すること。

エ ポンプ場内作業においては、大雨に関する警報が発令された場合は、作業を中止すること。

- (10) 作業開始前に、作業箇所の硫化水素及び酸素濃度測定を行い、安全に十分注意すること。
- (11) 上記のほか、疑義が生じた場合は、監督員と協議すること。

8 基準類

本修繕の施工にあたっての一般的事項は下記の基準類を参考にすること。

- (1) 日本下水道事業団 機械設備工事一般仕様書
- (2) 日本下水道事業団 機械設備工事必携 工事管理記録（本編）
- (3) 日本下水道事業団 機械設備工事必携（施工編）
- (4) 日本下水道事業団 機械設備標準仕様書
- (5) 千葉市土木工事共通仕様書
- (6) 千葉市土木工事書類作成マニュアル
- (7) その他関係規格、基準等

9 特記事項

- (1) 修繕担当者は、「修繕請負契約約款」第8条の規定による者であり、建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当するもの若しくは同等の技能を有するものとする。
- (2) 修繕担当者は、修繕期間中において、発注者との連絡体制を確保することとし、現場施工時は修繕現場に常駐すること。